

平成 21 年度
広島県大学吹奏楽連盟 理事会

2010 年（平成 22 年）3 月 27 日（土） 13:00～
広島市青少年センター 第二講義室

広島県大学吹奏楽連盟 事務局

〒739-0046

広島県東広島市鏡山 1 丁目 3 - 2

広島大学学生総合支援センター内（広島大学吹奏楽団）

TEL (082) 424-6157

E-mail : hdaisuiren@gmail.com

URL : <http://hiroshimadaisuiren.web.fc2.com/>

理事会次第

開会 理事長あいさつ

議事

1. 理事会・総会について
2. 規約改正について
3. 平成 21 年度 事業報告
 - 広島県吹奏楽連盟・広島県大学吹奏楽連盟
 - 第 18 回 広島 17 大学吹奏楽の夕べ（第 1 事業部）
4. 平成 21 年度 会計報告
 - 広島県大学吹奏楽連盟 一般会計
 - 第 18 回 広島 17 大学吹奏楽の夕べ 特別会計（第 1 事業部）
5. 平成 21 年度 会計監査報告
6. 平成 22 年度 事業計画
 - 広島県吹奏楽連盟・広島県大学吹奏楽連盟
 - 第 19 回 広島 16 大学吹奏楽の夕べ（第 1 事業部）
7. 平成 22 年度 会計予算案
 - 広島県大学吹奏楽連盟 一般会計
 - 第 19 回 広島 16 大学吹奏楽の夕べ 特別会計（第 1 事業部）
8. 広島県吹奏楽連盟からの持ち帰り事項について
9. 役員交代について
10. 呉工業高等専門学校吹奏楽部の脱退について
11. 質疑応答・諸連絡

閉会

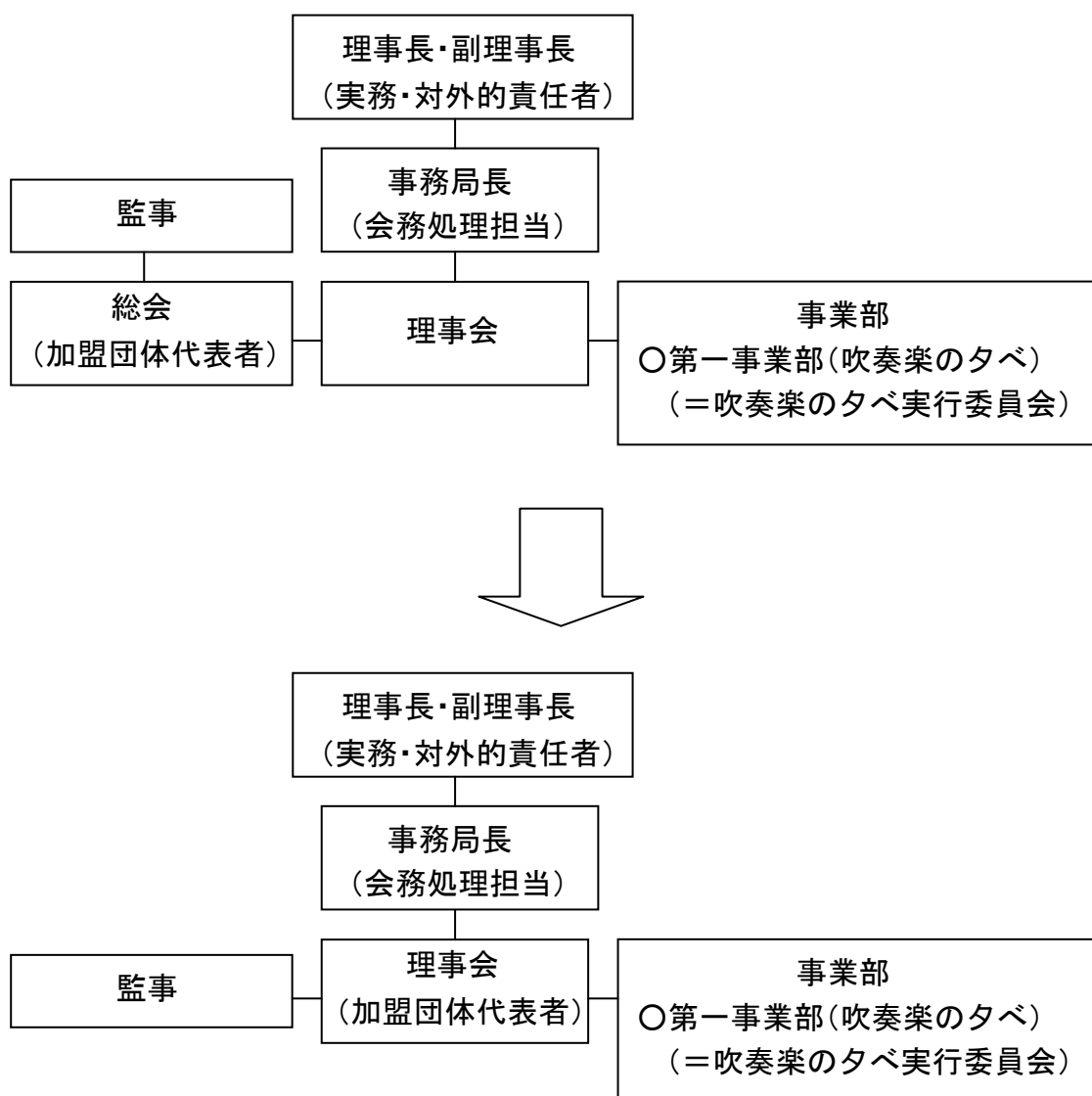
1. 理事会・総会について

大学吹連発足当初は理事会を議案作成機関、総会を議案承認機関として明確に分けるために理事・監事を加盟団体代表者以外から選出していた。しかしながら発足してみて理事会・総会を分ける必要がないのではないかと考え、事務局会で審議した結果、加盟団体代表者に理事・監事を兼務していただいたほうがよいのではないかと結論に至った。

《兼務すると…》

- 会議に参加する人数が半減する → 交通費補助の削減
- 会議時間の減少

【組織図】



2. 規約改定について

第1条（名称）本連盟は広島県大学吹奏楽連盟と称する。

【改定案】

第1条（総則）本連盟は広島県大学吹奏楽連盟と称し、社団法人全日本吹奏楽連盟の会員である広島県吹奏楽連盟に属する。

第4条（役員を選出）本連盟に次の役員をおき、連盟の運営と事務の処理を行う。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 5名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は総会の承認によりこれを選出する。

3 役員のうち理事長、副理事長、理事、監事は、大学等の学生よりこれを選出する。

【改定案】

第4条（役員を選出）本連盟に次の役員をおき、連盟の運営と事務の処理を行う。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は理事会において選出する。

3 役員のうち理事長、副理事長、理事、監事は、加盟団体の代表者よりこれを選出する。

第7条（事業）本連盟は第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「吹奏楽の夕べ」の企画運営
 - (2) 広島県吹奏楽連盟の主催事業への参与
 - (3) その他理事会において必要と認められた事業
- 2 前項の事業を行うにあたり、理事長が必要と認めた場合は、個々の事業に対し事業部会をおくことができる。
 - 3 事業部長は、理事長が指名し、理事会の承認によりこれを選出する。
 - 4 事業部会の構成は、部長に一任する。

【改定案】

第7条（事業）本連盟は第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「吹奏楽の夕べ」の企画運営
 - (2) 広島県吹奏楽連盟の主催事業への参与
 - (3) その他理事会において必要と認められた事業
- 2 前項の事業を行うにあたり、理事長が必要と認めた場合は、個々の事業に対し事業部をおくことができる。
 - 3 事業部長は、理事長が指名し、理事会の承認によりこれを選出する。
 - 4 事業部の構成は、部長に一任する。

第8条（総会）本連盟に最高議決機関として総会をおく。

- 2 総会は理事長、副理事長、理事、監事および各大学等の代表者1名によって構成される。
- 3 総会は委任状を含めて3分の2以上の出席で成立し、議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 4 総会は理事長が招集し、次の事項を扱う。
 - (1) 規約改正の承認
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画案の承認
 - (4) 第4条第3項に定める事業部長の承認
 - (5) 予算および決算の承認
 - (6) その他理事長が必要とする事項の協議

第9条（理事会）本連盟に理事会をおく。

- 2 理事会は第4条に定める役員および第7条第3項により選出された事業部長によって構成される。
- 3 理事会は構成員の過半数の出席で成立し、議決は全会一致を原則とする。
- 4 理事会は理事長が招集し、次の事項を扱う。
 - (1) 事業計画案の作成
 - (2) 予算案および決算案の作成
 - (3) 理事会から付託された事業の企画運営
 - (4) 広島県吹奏楽連盟からの持ち帰り事項に関する協議
 - (5) その他理事長が必要とする事項の協議

【改定案】

○総会に関する記述を削除

第8条（理事会）本連盟に最高議決機関として理事会をおく。

- 2 理事会は第4条に定める役員および第7条第3項により選出された事業部長によって構成される。
- 3 理事会は委任状を含めて3分の2以上の出席で成立し、議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 4 理事会は理事長が招集し、次の事項を扱う。
 - (1) 規約改正の協議・承認
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画案の作成・承認
 - (4) 第7条第3項に定める事業部長の承認
 - (5) 予算の審議及び決算の承認
 - (6) 広島県吹奏楽連盟からの持ち帰り事項に関する協議
 - (7) その他理事長が必要とする事項の協議

第10条（会計）本連盟の経費は各加盟団体の連盟費および事業収入その他をもってこれにあて
てる。

- 2 前項における連盟費は理事会での協議および総会の承認によりこれを決定する。
- 3 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第11条（加盟）本連盟へ新規に加盟する大学等は、理事会が定める申請書類に入会費を添え、
事務局へ提出するものとする。

- 2 前項における入会費は理事会での協議および総会の承認によりこれを決定する。
- 3 その他、本連盟への加盟にかかる詳細な取り扱いは、別に定める規定によりこれを行
う。

【改定案】

第9条（会計）本連盟の経費は各加盟団体の連盟費および事業収入その他をもってこれにあて
る。

- 2 前項における連盟費は、必要に応じて理事会での協議および承認によりこれを決定す
る。
- 3 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（加盟・継続・除名・脱退）

本連盟へ新規に加盟する大学等は、理事会が定める申請書類に入会費を添え、事務局
へ提出するものとする。

- 2 前項における入会費は理事会での協議および承認によりこれを決定する。
- 3 本連盟へ継続加盟を希望する団体は、所定の書類に連盟費を添え、事務局へ提出する
ものとする。
- 4 本連盟の加盟団体またはその団体構成員が、本連盟の秩序を乱したとき、又は著しく
本連盟の名誉を侵害したとき、理事会の協議を経て当該団体を除名することがある。
- 5 本連盟から脱退を希望する団体は、所定の書類をもって事務局に申し出、理事会にお
いて承認を得なければならない。
- 6 その他、本連盟への加盟にかかる詳細な取り扱いは、別に定める規定によりこれを行
う。

【改定案】（新規）

第12条（補則）本連盟の加盟団体が演奏会を行う場合、後援願の承諾は特別必要としない。

- 2 この規約外に生ずる問題に関しては、理事会において協議する。
- 3 この規約は理事会において承認された日から施行する。

附 則

この規約は平成21年3月1日から施行する。

この規約は平成22年3月27日から施行する。

平成21年3月1日 制定

平成22年3月27日 改定

3. 平成 21 年度 事業報告

広島県吹奏楽連盟・広島県大学吹奏楽連盟

月	日	事業名	会場
4	25	理事会(県吹連)	センチュリーホテル 21 広島
4	26	理事会・総会(県大吹連)	広島市青少年センター
5	9~10	第 11 回 広島県指導者セミナー	県民文化センターふくやま
8	7~13	第 50 回 広島県吹奏楽コンクール ○大学の部 9 日(日)	広島厚生年金会館
8	16	第 18 回 広島 17 大学 吹奏楽のタベ	広島市東区民文化センター
8	21~23	第 50 回 全日本吹奏楽コンクール中国大会 ○大学の部 22 日(土)	周南市文化会館(山口県)
11	21	理事会(県吹連)	ホテルチューリッヒ東方 2001
12	5	第 10 回 ローリエットコンサート 広島県吹奏楽連盟 50 周年記念行事	広島国際会議場フェニックスホール
12	25~27	第 34 回 広島県アンサンブルコンテスト ○大学の部 27 日(日)	広島市安芸区民文化センター
2	6~7	第 33 回 全日本アンサンブルコンテスト中国大会 ○大学の部 6 日(土)	倉吉未来中心(鳥取県)
3	27	理事会(県大吹連)	広島市青少年センター

6. 平成 22 年度 事業計画

広島県吹奏楽連盟・広島県大学吹奏楽連盟

月	日	事業名	会場
4		理事会(県吹連)	
5	8～9	第 12 回 広島県指導者セミナー	エリザベト音楽大学(広島市)
8	2～4 8～12	第 51 回 広島県吹奏楽コンクール ○大学の部 8 日(日)	福山リーデンローズ 広島厚生年金会館
8	15	第 19 回 広島 16 大学 吹奏楽の夕べ	広島市東区民文化センター
8	27～29	第 51 回 全日本吹奏楽コンクール中国大会 ○大学の部 28 日(土)	島根県民会館(島根県)
11	3	第 11 回 ローリエットコンサート	広島県立文化芸術ホール
11		理事会(県吹連)	
12	24～26	第 35 回 広島県アンサンブルコンテスト ○大学の部 26 日(日)	広島市安芸区民文化センター
2	5～6	第 34 回 全日本アンサンブルコンテスト中国大会 ○大学の部 5 日(土)	山陽小野田市文化会館(山口県)
3		理事会(県大吹連)	広島市青少年センター

8. 広島県吹奏楽連盟からの持ち帰り事項について

○ 吹奏楽コンクールのプログラムについて

○ 指導者セミナーについて

○ 各大会の参加料・入場料の変更について

9. 役員交代について

平成 21 年度 広島県大学吹奏楽連盟 役員・事業部長

理事長	森本正明	(広島大学吹奏楽団)
副理事長	中村拓人	(広島修道大学吹奏楽団)
理事	福島丈志	(尾道大学吹奏楽部)
	竹廣聡美	(広島文教女子大学吹奏楽部)
	阿部 諭	(比治山大学・短期大学ブラスバンド部)
	西村祐也	(福山大学吹奏楽部)
	中田美優樹	(広島女学院大学ブラスバンド部)
事務局長	渡邊太郎	
事務局次長	景山淳史	
事務局員	小杉一誠	(広島大学吹奏楽団)
	井上善晴	(広島大学吹奏楽団)
監事	小出来沙織	(安田女子大学・短期大学ブラスバンド部)
	中山祐己	(近畿大学工学部吹奏楽部)
第 1 事業部長 (吹奏楽の夕べ)	中別府靖	(広島大学吹奏楽団)
第 2 事業部長 (ルーサー大学合同演奏会)	吉瀬美織	(広島修道大学吹奏楽団)

広島県吹奏楽連盟 理事 (大学部門)

理事長 森本正明

事務局長 渡邊太郎

平成 22 年度 広島県大学吹奏楽連盟 役員・事業部長

理事長	森岡 剛	(広島大学吹奏楽団)
副理事長	寺西千尋	(広島修道大学吹奏楽団)
理事	原田靖子	(広島市立大学吹奏楽部)
	馬屋原正祥	(広島工業大学吹奏楽団)
	村上久美子	(広島文教女子大学吹奏楽部)
	農澤奈穂子	(広島女学院大学ブラスバンド部)
	藤本雄督	(広島国際大学吹奏楽部)
	石原匠悟	(広島経済大学応援団吹奏楽部)
	大谷 綾	(県立広島大学吹奏楽部)
	梶原崇晃	(福山大学吹奏楽部)
	田中亜紀恵	(福山市立女子短期大学吹奏楽部)
	山口愛美	(福山平成大学吹奏楽部)
	阿部 諭	(比治山大学・短期大学ブラスバンド部)
	新井早紀	(尾道大学吹奏楽部)
	折出 純	(広島国際学院大学吹奏楽部)
	事務局長	森本正明
事務局次長	景山淳史	
事務局員	井上善晴	(広島大学吹奏楽団)
	藤原 博	(広島大学吹奏楽団)
監事	沖 慧美	(安田女子大学・短期大学ブラスバンド部)
	山本昇平	(近畿大学工学部吹奏楽部)
第 1 事業部長 (吹奏楽の夕べ)	難波有紀	(広島修道大学吹奏楽団)

広島県吹奏楽連盟 理事 (大学部門)

理事長 森岡 剛 事務局次長 景山淳史

1 0 . 質 疑 応 答 ・ 諸 連 絡

広島県大学吹奏楽連盟規約

第1条（総則）本連盟は広島県大学吹奏楽連盟と称し、社団法人全日本吹奏楽連盟の会員である広島県吹奏楽連盟に属する。

第2条（組織）本連盟は広島県の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」と略記）の吹奏楽団体をもって組織する。

第3条（目的）本連盟は加盟団体間の交流、技術の向上を図るとともに、吹奏楽を通じて地域文化の発展に寄与することを目的とする。

第4条（役員を選出）本連盟に次の役員をおき、連盟の運営と事務の処理を行う。

- (1) 理事長 1名
- (2) 副理事長 1名
- (3) 理事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 事務局次長 若干名
- (6) 監事 2名

2 役員は理事会において選出する。

3 役員のうち理事長、副理事長、理事、監事は、加盟団体の代表者より選出する。

第5条（役員の仕事）役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 理事長は本連盟を代表し、連盟の運営を統括する。
- (2) 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故あるときはその仕事を代行する。
- (3) 理事は本連盟の企画運営にあたる。
- (4) 事務局長は理事長を補佐し、連盟の事務を統括する。
- (5) 事務局次長は事務局長の補佐および会計、書記等の事務を行う。
- (6) 監事は会計の監査にあたる。

2 前項の仕事に加え、広島県吹奏楽連盟の理事（大学部門）を役員から2名選出し、その運営参画の任にあたる。

第6条（役員の仕事）役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

第7条（事業）本連盟は第3条に掲げる目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「吹奏楽の夕べ」の企画運営
- (2) 広島県吹奏楽連盟の主催事業への参加
- (3) その他理事会において必要と認められた事業

2 前項の事業を行うにあたり、理事長が必要と認めた場合は、個々の事業に対し事業部

をおくことができる。

- 3 事業部長は、理事長が指名し、理事会の承認によりこれを選出する。
- 4 事業部の構成は、部長に一任する。

第8条（理事会）本連盟に最高議決機関として理事会をおく。

- 2 理事会は第4条に定める役員および第7条第3項により選出された事業部長によって構成される。
- 3 理事会は委任状を含めて3分の2以上の出席で成立し、議決はすべて出席者の過半数の賛成を必要とする。
- 4 理事会は理事長が招集し、次の事項を扱う。
 - (1) 規約改正の協議・承認
 - (2) 役員の選出
 - (3) 事業計画案の作成・承認
 - (4) 第7条第3項に定める事業部長の承認
 - (5) 予算の審議及び決算の承認
 - (6) 広島県吹奏楽連盟からの持ち帰り事項に関する協議
 - (7) その他理事長が必要とする事項の協議

第9条（会計）本連盟の経費は各加盟団体の連盟費および事業収入その他をもってこれにあてる。

- 2 前項における連盟費は、必要に応じて理事会での協議および承認によりこれを決定する。
- 3 本連盟の会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条（加盟・継続・除名・脱退）

本連盟へ新規に加盟する大学等は、理事会が定める申請書類に入会費を添え、事務局へ提出するものとする。

- 2 前項における入会費は理事会での協議および承認によりこれを決定する。
- 3 本連盟へ継続加盟を希望する団体は、所定の書類に連盟費を添え、事務局へ提出するものとする。
- 4 本連盟の加盟団体またはその団体構成員が、本連盟の秩序を乱したとき、又は著しく本連盟の名誉を侵害したとき、理事会の協議を経て当該団体を除名することがある。
- 5 本連盟から脱退を希望する団体は、所定の書類をもって事務局に申し出、理事会において承認を得なければならない。
- 6 その他、本連盟への加盟にかかる詳細な取り扱いは、別に定める規定によりこれを行う。

第11条（事務局）本連盟は理事長が定めるところに事務局をおく。

- 2 事務局長は必要に応じて事務局員を任命することができる。
- 3 事務局員は事務局長、事務局次長を補佐し、連盟の事務全般を行う。

第12条（補則）本連盟の加盟団体が演奏会を行う場合、後援願の承諾は特別必要としない。

2 この規約外に生ずる問題に関しては、理事会において協議する。

3 この規約は理事会において承認された日から施行する。

附 則

この規約は平成21年3月1日から施行する。

この規約は平成22年3月27日から施行する。

平成21年3月1日 制定

平成22年3月27日 改定

申し送り事項

理事会参加者の交通費補助について

交通費補助を受ける場合には、所属大学から理事会会場まで公共交通機関を使用し、その金額が往復1500円を超過した場合、その超過分を補助とする。(21. 4. 26 理事会)